

第5号証

## ○ 営利企業等の従事制限に

## 関する規則

(昭和二七年二月一六日  
人事委員会規則第二号)

最近改正 平成二七年三月一七日ノ委規則第八号

當利企業等の従事制限に関する規則を次のように定める。

## 営利企業等の従事制限に関する規則

### (この規則の目的)

(平二七人委規則八・一部改正)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十二号。以下「法」という。）第三十八条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第十一條第七項の規定に基き、當利企業等の従事制限に関する事項について定めることを目的とする。

(従事することを制限される地位)

**第二条** 職員が、任命権者の許可を受けなければ兼ねてはならない営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、顧問若しくは評議員その他これに準ずるものとする。

前項の規定は、東京都教育委員会教育長が従事することを制限される地位について準用する。こ

の場合において、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(平二七人委規則八·一部改正)

○職員の兼業許可等に関する事務取扱見程

(昭和四七年三月二九日  
教育委員会訓令甲第九号)

最近改正 令和元年六月二八日教委訓令第一号

教育廳  
教育事務所

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程を次のよ

支給の兼業許可等に関する事務取扱規程

(趣旨)

**第一条** この規程は、地方公務員法（昭和二十五年

法律第二百六十一號)第三十八條、教育公務員特

例法（昭和十四年法律第一号）第十七条 常和  
会議の出席則規ニ開一る規則（昭和二十二年東

京都人事委員会規則第二号等の規定に基づき、

東京都教育局、教育事務所、教育局出張所及び教

育機関（学校を除く。）に勤務する職員が當利金

業等に従事する場合の許可等に関する事務の取扱い

いに置いて定めをものとする

正

### (兼業の定義)

きる。

## イ 届出

# 乙 第6号証

(ア) 生徒が授業の欠席を終了したときは、傷病の療養による授業欠席期間届(第一号様式)を届け出る。

(イ) 度重なる傷病の療養による授業欠席により、単位の修得に必要な授業時数に満たなくなると見込まれた時点で、当該年度における過去の授業欠席分についても第一号様式を届け出る。

(ウ) 生徒が年度を超えて授業を欠席し続ける場合には、年度末までに当該年度分を届ける。

## (二) 診断書等の提出

傷病の療養による授業欠席のため、生徒が原級留置となる場合、上記届出者は、当該年度末までに診断書等提出届(第二号様式)を添付の上、傷病の療養により上記一の期間、授業を欠席したことを証明する診断書等を提出する。

五 施行年月日

平成二二年七月一日

第六条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。  
(名称、位置等)

## 様式(略)

名 称	位 置
東京都東部学校経営支援センター	文京区本郷一丁目三番三号
東京都中部学校経営支援センター	渋谷区笹塚一丁目二十号六番九号

## ◎東京都学校経営支援センターアー設置条例

最近改正 平成二七年三月三一日条例第二九号  
平成一七年一二月二二日  
条例第一三九号

東京都学校経営支援センター設置条例を公布する。

### 東京都学校経営支援センター設置条例 (設置)

第一条 東京都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「都立学校」という。)の自律的な学校経営を支援し、もつて都立学校における教育の充実を図るため、東京都学校経営支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。

(平一九条例三六・一部改正)

東京都西部学校経営支援センター	立川市錦町四丁目六番三号
-----------------	--------------

2 各支援センターが管轄する都立学校は、東京都教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める。

(平一九条例九六・平一七条例一九・一部改正)

3 支援センターは、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 都立学校の学校経営計画その他学校経営の支援に関すること。

二 都立学校の教育課程その他教育活動の支援に

三 都立学校の教職員の人事、給与その他人事管理の支援に

四 都立学校の予算、決算、会計及び契約の支援に

五 都立学校の施設及び設備の維持管理の支援に

六 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事業

### (支所)

第四条 支援センターに支所を置く。

2 支所の名称及び位置並びに各支所が管轄する都立学校は、規則で定める。

### (職員)

第五条 支援センターに事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

この条例は、平成二十七年六月二十二日から施行する。

する。

東京都学校経営支援センター処務規則を公布する。

(目的)

第一条 この規則は、東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）の組織等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄する都立学校)

第二条 東京都学校経営支援センター設置条例（平成十七年東京都条例第百三十九号。以下「条例」という。）第二条第一項の各支援センターが管轄する都立学校は、別表第一のとおりとする。

第三条 支援センターに次の課及び室を置く。

管理課

経営支援室

(平二八教委規則九・一部改正)

第四条 課及び室の分掌事務は、次のとおりとす

る。  
管理課

一 支援センターの所属職員の人事及び給与に關すること。

二 支援センターの公文書類の收受、発送、編集及び保存に関すること。

三 支援センターの予算、決算及び会計に関すること。

四 支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。

五 支援センター運営の企画及び連絡調整に関すること。

六 管轄する都立学校（東京都立大島高等学校、同大島海洋国際高等学校、同新島高等学校、同神津高等学校、同三宅高等学校、同八丈高等学校、同小笠原高等学校及び同いの木特別支援学校を除く。第七号及び第八号において同じ。）の校舎その他の施設及び設備の維持管理に関すること。

七 管轄する都立学校の物品購入、工事及びその他の契約に関する事（東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものを除く。）。

八 管轄する都立学校の教職員の旅費等庶務事務の集中処理に関すること。

九 支援センター内の室に属しないこと。

経営支援室

(分掌事務)